

一般社団法人医療情報標準化推進協議会

運営会議規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人医療情報標準化推進協議会（以下本法人と称す）の定款第39条及び定款施行規則第9条に定める運営会議（以下、本会議と称する）の職務について規定する。

第2章 運営会議の職務

(職務)

第2条 本会議は、定款施行規則第9条第1項に定める、本法人の運営に関わる意思決定の迅速化に資する、以下の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 理事会の指示に基づく本法人運営の執行
- (2) 事業計画および予算原案の策定・遂行
- (3) 本法人の規則等に関する事項
- (4) その他、運営事項の審議・採決と理事会への上程

第3章 運営会議の開催

(運営会議の開催)

第3条 本会議の議長は、委員長が務める。

- 2 本会議の開催は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 本会議は、委員総数の3分の2以上の委員の出席をもって成立する。
- 4 本会議の委員は、テレビ会議、電話会議（以下「テレビ会議等」という）を利用して、本会議の審理および決議に参加することができる。当該委員は、前項の定足数に算入する。
- 5 委員長に事故あるときは、委員の中から議長を選出する。

(議決)

第4条 本会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決する。

- 2 議決数が同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 運営会議規則の改廃

(改廃)

第5条 本規則は、本会議の起案により、理事会の議を経て改廃できる。

附則

本規則は2021年（令和3年）12月27日をもって実施する。